



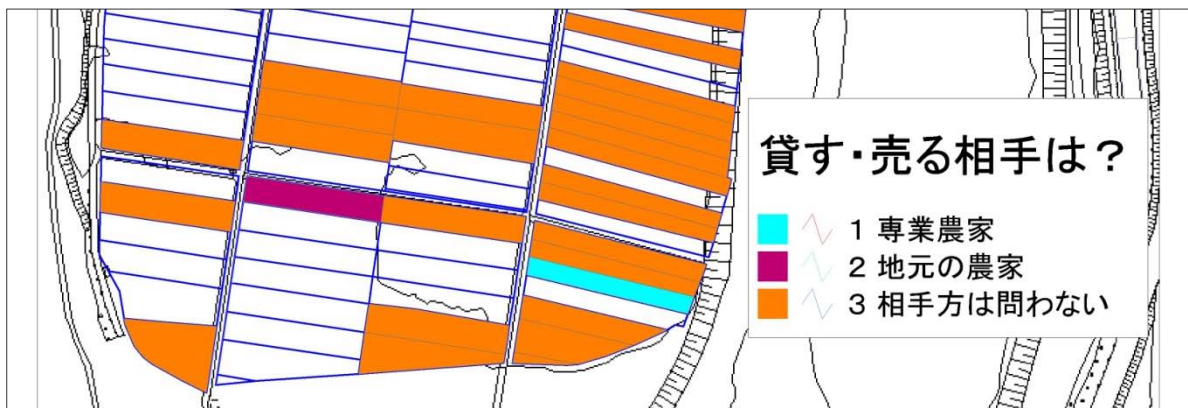
水土里情報を活用した遊休農地の解消に向けての取組について紹介します。

(1/2)

今回紹介する団体：水土里ネットぎふ、A市農業再生協議会

取組概要

内容：A市の農業再生協議会において、遊休農地の土地所有者に関する意向確認結果について、水土里情報システムで整備した筆図に着色を行い、視覚的に確認できるようにすることで、遊休農地解消のための各種業務に活用する。土地所有者が農地の売却もしくは貸付の意思がある場合、売却・貸付先の希望について①「専業農家」②「地元の農家」③「相手は問わない」の3パターンに区分して表示。



経緯：①平成24年6月、県農業会議より水土里ネットぎふに対し、遊休農地の解消のための業務を進めるため、土地所有者の意向調査結果(下表)を地図化できないかとの相談があった。

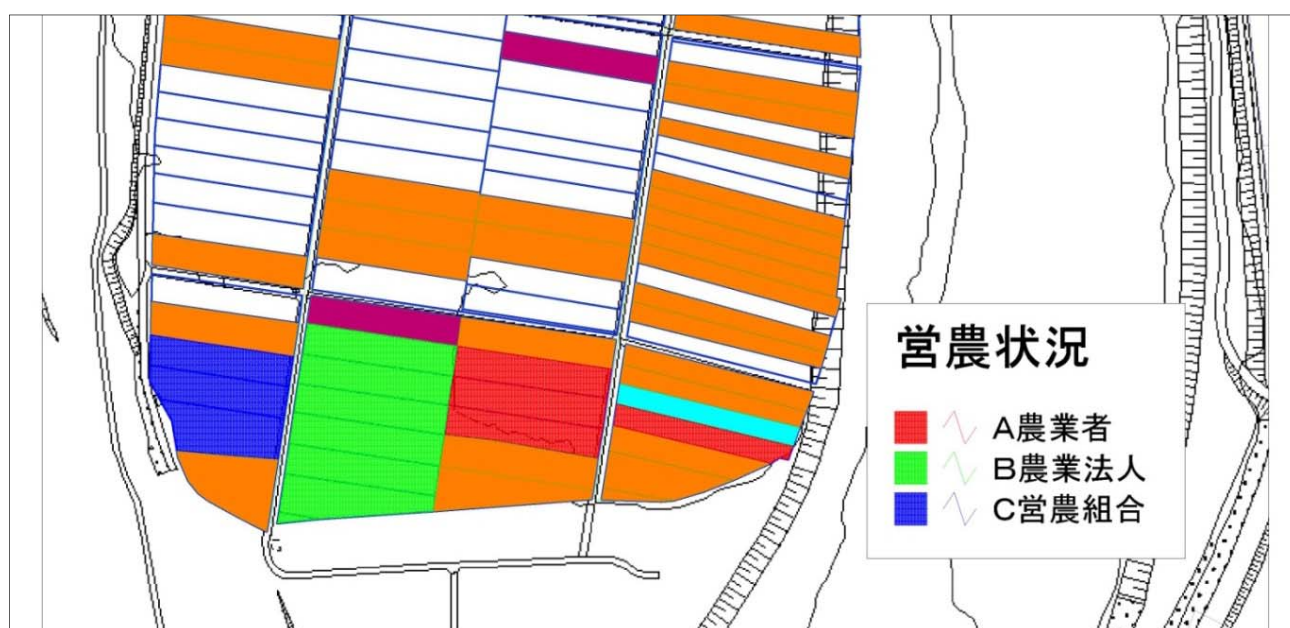
②平成24年7月、県農業会議にて管理している農地所有者の意向確認台帳からA市のデータを入力・地図化し、活用方法について検討を行った。

③同月、遊休農地解消に関する業務等の簡素化を図るための参考資料として有効であることから、A市農業再生協議会において利活用することとなった。

土地利用上の区分 【F】	全体調査の区分 【G】	今後の遊休農地に関する意向				農地情報提供の 本人承諾の有無 【L】
		農地の利用状況 (法30条3項) 【H】	耕作の意向 【I】	貸付・売買等の意向 【J】	貸付・売買の相手方 【K】	
1 市街化区域内 2 市街化調整区域内 3 農振地域内 4 農振地域外	1 緑色 2 黄色 3 赤色	1 第1号 (耕作放棄地)	1 自ら耕作する 2 自ら耕作しない	1 貸す相手を探している 2 売る相手を探している	1 認定農業者等の専業農家 2 地元の農家 3 相手方は問わない	1 有 2 無
		2 第2号 (低利用地)		3 貸す相手の用途あり 4 売る相手の用途あり 5 その他	(具体的に:) (具体的に:) (具体的に:)	
		3 未確認				

期待される効果

- ① 水土里情報システムで整備した筆図に着色表示することで、地域内の遊休農地分布状況を視覚的に把握することができる。
- ② 意向調査の結果と現状の営農者を併せて着色表示することで、遊休農地解消に取り組むべき農地の候補や営農の委託先を選定することが可能となる。
- ③ 人・農地プランによる農地の集積、戸別所得補償、遊休農地の解消など、各種の課題解決のための有効活用が可能となる。



「取組概要」に示す意向確認結果の色分け図に周辺の営農者情報を併せて着色表示。

今後の活用予定

- ① 年度ごとの遊休農地の状態をレイヤー別で管理することにより、遊休農地解消の進捗の管理に活用するほか、地域ごとの遊休農地解消に向けた課題を明確化し、さらなる解消へ向けての足掛かりとして活用予定。
- ② 人・農地プランの作成や、戸別所得補償の作付状況確認などに活用予定。

■お問い合わせ先

岐阜県土地改良事業団体連合会 業務部情報管理課

058-271-1328(直通)

農林水産省農村振興局整備部設計課計画調整室(横田、柳川)

03-6744-2201(直通)